

在職中は年金が支給停止されることがあります

老齢・退職給付の年金受給者のうち、以下のアからクまでのいずれかに該当する方は、在職中、年金の全部または一部が支給停止されることがあります。

- ア 民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入している方
または70歳以上で厚生年金保険の適用事業所に勤務している方
- イ 国会議員・地方議会議員の方
- ク 常勤の公務員など組合員として在職している方（障害給付の年金受給者も対象です。）



年金の支給停止額の計算方法

賃金の月額(本)と年金の月額(本)の合計額が基準額(本)を超えた場合、年金の全部または一部が支給停止されます。支給停止額の計算方法は、次のとおりです。

65歳未満の方

$$\text{支給停止額(月額)} = \{ (\text{賃金の月額} + \text{年金の月額}) - \text{基準額(28万円)} \} \times 1/2$$

⚠ 65歳未満の方のうち、賃金の月額が47万円を超える方、または年金の月額が28万円を超える方は、計算方法が異なります。

65歳以上の方

$$\text{支給停止額(月額)} = \{ (\text{賃金の月額} + \text{年金の月額}) - \text{基準額(47万円)} \} \times 1/2$$



用語
解説

- ◎賃金の月額：「勤務先で決定される標準報酬月額+(直近1年間の標準賞与額×1/12)」の額。
- ◎年金の月額：支給停止額の計算の対象になる年金は、「(退職共済年金+老齢厚生年金)×1/12」の額。このうち、経過的職域加算額、退職共済年金の職域年金相当部分の額、加給年金額および経過的加算額は計算の対象外です。
- ◎基準額：年齢により異なり、65歳未満の方は月額28万円、65歳以上の方は月額47万円です。この額は、賃金や物価の変動により改定されることがあります。

- ⚠ 複数の実施機関^{*1}から年金の支給を受けている方が在職中の場合、当共済組合が支給する年金だけでなく全ての年金額を合算した金額により計算し、各実施機関の支払額に応じて按分した金額が支給停止されます。
- ⚠ 加給年金額が決定されている方^{*2}については、支給停止額の計算の結果、年金の月額が全額支給停止となる場合には、加給年金額も全額支給停止されます。
- ⚠ 上記アに該当する方は、経過的職域加算額、退職共済年金の職域年金相当部分の額および退職年金(年金払い退職給付)も支給停止されます。
- ⚠ 上記クに該当する方で障害給付を受けている方は、経過的職域加算額、障害共済年金の職域年金相当部分の額および公務障害年金のみ停止されます。

※1 厚生年金の決定等を行う機関(当共済組合や日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団等)のことです。

※2 65歳未満で障害者特例または長期加入の特例に該当する方は、在職中は定額部分の額および加給年金額が全額支給停止されます。

在職中の年金に係る留意事項

6ページアに該当する方は、ご本人からの届出を要せず、当共済組合と各実施機関との間で情報交換を行うことにより手続きを行います。そのため、支給停止後の支給額をお知らせするまでに、時間を要することがあります。その際、過去にさかのぼって精算が発生することがあります。

また、退職された場合も、勤務先から各実施機関を通じて、当共済組合に情報が提供されますので、支給停止解除後の支給額をお知らせするまでに時間を要しますが、精算は退職時点にさかのぼって行います。(参考:8ページ **年金相談Q&A** をご覧ください。)

在職中の支給停止の基準額に変更はありません

令和2年度の支給停止額の計算の基準額は、前年度から変更はありません。

	65歳未満	65歳以上
令和2年度	賃金の月額+年金の月額 > 28万円	賃金の月額+年金の月額 > 47万円

年金の全部または一部を支給停止


支給停止額の計算方法の詳細は、6ページ「年金の支給停止額の計算方法」をご覧ください。

被用者年金制度の一元化による配慮措置の終了時期

平成27年10月に行われた被用者年金制度の一元化に伴い、在職中の年金の支給停止計算方法が変更となりました。この変更により、平成27年10月以降、支給停止額が大幅に増加することがあるため、配慮措置が適用されている場合があります。(退職共済年金の年金受給者で、平成27年10月前から引き続き厚生年金保険の被保険者である65歳未満の方など)

この配慮措置の終了時期は次のとおりです。

1 厚生年金の被保険者資格を喪失したとき

 人事異動、勤務形態の変更、事業主の変更や給与支払者の変更等の事由により、勤務先が被保険者資格の喪失手続きを行う場合があります。**資格を喪失した日と同日に資格を取得し、厚生年金被保険者期間が引き続いて、被保険者資格の喪失手続きが取られると配慮措置は終了します。**人事異動等による資格喪失届の取り扱いについては、勤務先にお問い合わせください。



2 65歳に達したとき

在職中の年金の取り扱いについては、当共済組合ホームページに掲載しています。

[トップページ](#) → [年金受給者\(待機者\)向け手続き](#) → [年金受給中に必要な手続き](#) → [老齢厚生年金\(退職共済年金\)受給者の方の手続き](#) → [就職したときや議員となったとき](#) をクリック



在職中は年金が支給停止されることがあります
在職中の支給停止の基準額に変更はありません